

〇はじめに

新町地区連合自治防災会は平成6年（1994）11月に発足、その後3年間の活動の成果を踏まえ市内外の関係機関の協力を得て平成10年（1998）3月に防災まちづくりの指針として現在の「防災まちづくり計画」を策定しました。以来、この計画書を基に毎年の活動計画を策定し防災活動を行って来ました。

計画策定から約20年経過し大地震等による「大災害時の被害想定」や「社会環境の変化による災害対策の考え方」等も大きく変わってきました。これらの状況を踏まえ、特に「大災害時の対応」を中心に補強して、更に災害に強いまちづくりを目指して「防災まちづくり計画」を改定し新しい「地区防災計画」を策定しました。

改定日；平成31年（2019）3月

第一章 新町地区の概要と特性

1、概要

新町地区は市の北西部にあり、西側の内藤橋街道、南側の戸倉通り、北側の高木通りに囲まれた面積約31ヘクタール（約9万4千坪）、国分寺市の面積の約3%の地域です。人口は3,417人、世帯数は1,376世帯、65歳以上の高齢者の割合は25.9%とかなり高くなっています。（平成31年（2018）1月調査）

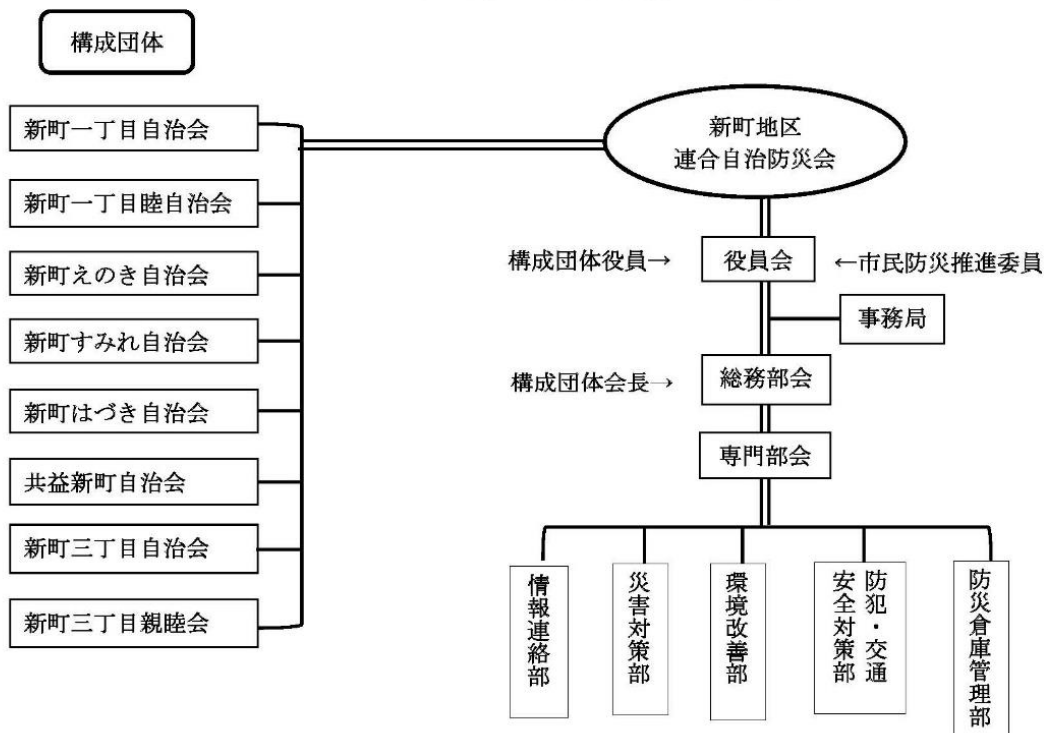
2、地域の特性（防災の観点から）

- 約300年前の江戸時代中期に開発された畑や雑木林が昭和30年（1955）代後半から急速に宅地化され市街地となった地域であり、現在も宅地化が進行中です。
- 地域全体が武蔵野台地の上であり、ほぼ平坦でがけ崩れや水害などの危険が少ないことから従来「比較的 안전한地域」と考えられていましたが、平成24年（2012）4月に東京都が発表した「首都直下型地震等による東京の被害想定」により近隣地域に立川断層があるため大地震発生により大きな被害が発生する危険がある事が判明しました。
- 加えて、スプロール的（無秩序、無計画な）宅地化の結果、木造家屋が密集、地域内の道路は狭く、行き止まりが多い等の点から、平成25年（2013）9月東京都が実施した「地震に関する地域危険度調査」において、災害時の消火活動の困難性等により延焼による火災危険度の高い地域に指定されました。特に新町二丁目は市内で5番目に高い地域となっています。

第二章 防災会の概要

- 「防災会」とは昭和 37 年（1962）に制定された国の災害対策基本法により行政機関と住民が協力して地域の防災力を強化するための組織であり、一般的には地域の助け合いの核になる「自治会」をベースに組織されています。
- 新町地区連合自治防災会（以下防災会）は、防災活動はある程度広域の方が良い、活動に継続性や専門性が必要なこと等の観点から、地区内の 8 つの自治会が連合して平成 6 年（1994）12 月に国分寺市と「防災まちづくり推進地区協定」を締結し市内で 5 番目の推進地区として発足しました。
- その後、市から防災コンサルタントを派遣して貰い平成 10 年（1998）3 月に会の憲法となる現在の「新町まちづくり計画書」を策定しました。この計画に基づいて、毎年、活動計画を立て地域の防災力強化に取り組んでいます。
- 現在の会員数は約 870 世帯（加入率 63.3%）、約 9 万円の予算（一世帯当たり年間 100 円の会費）で活動しています。
- 役員数は 12 名、傘下の自治会役員と市民防災推進委員※より選出されています。
 - ※ 市が開設する市民防災まちづくり学校を修了し市民防災を推進するために市長が認定した人。
- 防災会の活動を円滑に進めるため 5 つの専門部があり、傘下の自治会役員は各専門部に所属しています。（専門部員 39 名）

新町地区連合自治防災会組織図



第三章 地区防災計画改定の経緯

- 計画策定から約 20 年経過し大地震等による「大災害時の被害想定」や「社会環境の変化による災害対策の考え方」等も大きく変わってきている中で、平成 29 年(2017)3 月に市当局より「国分寺市地域防災計画」に沿って大災害時の対応等について現在の「防災まちづくり計画」の見直しの提案がありました。
- これを契機に、平成 29 年(2017)4 月に計画改定のための「検討チーム」を発足、市担当窓口の防災安全課防災まちづくり係の協力のもとに計画見直しの検討を実施し、平成 30 年(2018)1 月に「新しい地区防災計画」を決定しました。
- 新しい地区防災計画には、在宅避難を想定した諸施策や自治会毎の「自治会本部づくり」など防災会、自治会共に初めて取り組む重要な施策がある事から、この計画を「真に実行可能な、実効ある計画」とするために「暫定地区防災計画」と位置づけ、平成 30 (2018) 年度 1 年間を検証期間としました。
- 1 年間の活動の結果、内容に問題点はなく実行可能な計画であることから、平成 31 年(2019) 3 月に本計画に改定しました。

第四章 改定地区防災計画の目標

現在の「防災まちづくり計画」の「目標」は都市計画的な意味合いも含めて「みんなで支える緑と住みやすいまちづくり」となっていますが、今回の見直しに当たっては、地域の防災計画としての位置づけを明確にして、地域防災力強化を図るため『みんなで協力：安心・安全なまちづくり』としました。

第五章 改定地区防災計画の基本方針

1、在宅避難を想定した計画づくり

- 近年公表された立川断層を震源とする地震による国分寺市の被害想定（下記）から、避難先について、これまで想定していた「安全に避難所に避難すれば安心」という状況ではなく、大方の地区住民の皆さんが在宅避難をせざるを得ない事が明確になりました。市当局からの「在宅避難の推進」の要請を踏まえ、計画見直しに当たって「在宅避難を想定した」計画づくりを行うこととしました。
- 在宅避難を想定すると住民の皆さん一人ひとりが「住み慣れた我が家」で避難生活が送れるように、平常時から自ら守り、自ら備えることの重要性、そして、それを支える自治会、防災会の平常時の活動の強化が極めて重要になります。

* 国分寺市の被害想定（平成 30 年（2018）1 月 国分寺市地域防災計画）

国分寺市人口	: 約 12 万人
避難生活者数	: 約 3 万 8 千人（3 人に 1 人が避難所で生活する）
避難所受け入れ可能数	: 約 1 万 8 千人（2 万人以上が避難所からあふれる）

2、火災対策最重点

- 火災は当地域の防災上の最大の問題であり、従来から「火災対策」を防災上の最重要課題として取り組んできました。
- 平成 25 年（2013）の東京都の「地震に関する地域危険度調査」に基づく「国分寺市の地域危険度」によると当地区内の新町二丁目地域の「火災危険度が非常に高い」ことが明確になりました。
- 大災害時の在宅避難を想定すると、住民の皆さんが安全に安心して避難生活が出来る「自宅の安全の確保」が欠かせません。そのためには「火事を出さない」「初期消火」等の防火対策の重要性は従来以上に高く、引き続き最重要課題として取り組みます。

3、自助、共助の役割の明確化による地域防災力の強化

- 地震などの大災害に対する防災活動の基本は「自助（自ら備え、自分の命は自分で守る）」であり、それを支え、サポートするのが自治会と防災会の「共助」であることを地区住民全員が認識して地域防災力の強化を図ります。
- 住民の皆さん自身の「自助」、自治会、防災会の「共助」の役割と具体的な実施事項を明確にして地区一体となって災害を軽減し、被災後の速やかな回復を図ります。

4、大災害発生時の傘下自治会ごとの自治会本部（地区本部）の設置

- 当地区は大災害の危険の少ない比較的安全な地域との認識からこれまで「大災害時の防災活動体制づくり」が未着手の状態でしたが、近年明らかになった立川断層帯地震の被害想定から判断すると、大災害時の危険度は高く早急に体制づくりを行う必要があります。
- 大災害時の「自助（個人・家庭）」を支える防災活動の主体は「お互いに家や顔がわかる自治会（班）」であり、傘下自治会ごとに、それぞれの実状に合わせて災害時の防災活動の拠点となる「自治会本部」を設置します。
- 防災会も「自治会本部をサポート」する「地区本部」を設置します。

第六章 改定地区防災計画の内容

計画その一、火災対策（在宅避難を想定した備えと守り）

- 「火災」は当地区の防災上の唯一とも云える重大な問題。当地区における災害発生時の被害の規模は「火を出さない」「初期消火」により決まります。
- 大災害発生時に大方の住民の皆さんが在宅避難をせざるを得ない状況を勘案すると徹底した「防火対策」を推進する必要があります。
- 防火対策の要は「自助；自ら備え、自ら守る」にあるという認識を地区住民全員で共有する事が極めて大事です。

1、個人(家庭)の取り組み（自助：自ら備え、自から守る）

平常時	<p>◆防火への関心と啓発：講習会や消火訓練等に積極的に参加しましょう。</p> <p>◆屋内の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用消火器・火災報知器を設置しましょう。 ・感震機能付きブレーカーを設置しましょう。 ・電気器具、特にコンセント周りの点検をしましょう。 ・風呂には常時水を張り、消火用のバケツを用意しましょう。 <p>◆屋外の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えやすいものを置かないようにしましょう。 ・不審物のチェックをしましょう。 ・整理整頓を心がけましょう。 ・近くの街頭消火器の設置場所を確認しておきましょう。
大災害発生時	<p>◆まずは身の安全が第一です。（消防車はすぐには来ません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中の電気・ガス・石油器具などのスイッチを切り出火を防ぎましょう。 ・火が出たら家庭用消火器で素早く消火、大声で助けを求めましょう。 ・通電火災の防止のため電気のブレーカーを落としましょう。

2、共助（自治会・防災会）の取り組み（カッコ内は実施主体）

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人(家庭)の取り組みの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火・消火に関する講習会や訓練等を実施します。(防災会、年1～2回) ・ 火の用心・夜回り活動を実施します。(自治会、防災会、年1～2回、3月と11月の全国一斉の火災予防運動の時期等に) ・ 家庭用諸設備の一斉点検運動を実施します。(防災会 年1回) ・ 家庭用消火器、火災報知器等の購入斡旋を行います。(防災会、年1回) ・ 近隣住民の連携による家庭用消火器、街頭消火器、スタンドパイプ、バケツリレー等の消火訓練と通報訓練を実施します。(自治会、年1回) ◆ 地域内の消防諸設備(街頭消火器、消火栓、貯水槽等)の点検と充実を図ります。 →年1回の「まち歩き」による点検と「防災マップ」を活用して所在場所の周知を図り市など行政関係機関との改善協議を実施します。(防災会) ◆ 防火関係機関(国分寺消防署戸倉出張所、消防団第5分団、市の担当部署等)と連携した取り組み。 →特に、地区内に消防署の出張所がある利点を生かし、火災に関する情報提供、講習会や訓練などの指導を要請します。
大災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各自治会、防災会は活動の拠点となる自治会本部、地区本部を設置します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣での防火、消火の協力体制を決めておきましょう。(自治会) ・ 近隣で出火時は自宅の消火器、街頭消火器を持って駆け付けましょう。(自治会) ・ 近隣で協力して行うバケツリレーによる消火を実施しましょう。(自治会)

計画その二、平常時の防災活動（在宅避難を想定した備え）

- 防災対策の基本は「自助：自ら備え、自ら守る」という意識を地域全体で共有し、住民一人ひとりが防災への取り組みの意欲を高めましょう。
- 大災害発生時の在宅避難を想定すると被害軽減の取り組みや在宅避難時に近隣で協力して助け合いが出来る地域づくりのために、自治会、防災会が連携して平常時の防災活動を一層強化する必要があります。

1、個人（家庭）の取り組み（自助：自ら備え、自ら守る）

- (1) 大災害への関心を高め防災関連の講習会や訓練等に積極的に参加しましょう。
- (2) 大災害発生時の個人（家庭）の備え（先ずは家族の身の安全の確保が第一です）

- 家族間で話し合い安否確認の方法を決めておきましょう。
 - 避難経路や一時集合場所・避難場所の確認をしておきましょう。
 - 屋内の家具などの転倒防止措置をしておきましょう。
 - 簡易トイレ、避難用具、非常持ち出し袋等の用意をしておきましょう。
 - 各家庭に応じた食料・水などの備蓄（一週間程度）をしておきましょう。
 - 動物（ペット等）の保護方法を考えておきましょう。
- (3) 隣近所とのお付き合いを大切にし、要支援者への配慮等連携の申し合わせをしておきましょう。

2、共助（自治会・防災会）の取り組み（カッコ内は実施主体）

- (1) 個人（家庭）の取り組みの支援（主に普及啓発活動）
- 防災に関する講習会や研修会（バス研修等）の開催（防災会、随時）
 - 地域の防災に関する情報の提供（防災会）
 - 「新町地区防災だより」の発行（防災会、原則2か月ごと）
 - 「新町地区防災マップ」の作成・配布（防災会、マップの修正はリアルタイムで行いますが印刷して各戸配付するのは5年ごととします）
 - 防災用品の購入斡旋（防災会、年1回）
 - 国分寺市の「防災ハザードマップ」の活用（平成30年12月発行）
- (2) 地区内の住民の皆さんの絆の強化の取り組み
- 新規会員の加入の促進（自治会、随時）
 - 「井戸端会議」（井戸の水質検査等）の開催（防災会、毎月1回）
 - 「並木公民館まつり」への参加（防災会、年1回）
 - 「六小春よ来い」「なつまつり」への参加（防災会、各年1回）
 - 児童の登下校の見守り（2小、6小）
 - 五中の防災訓練への参加（防災会、年1回）
 - 国分寺高校との合同防災訓練への参加（防災会、年1回）
- (3) 緊急連絡網の確認訓練の実施（自治会内、防災会内、防災会と自治会の間、それぞれ年1回）
- (4) 応急救護（AED等）訓練の実施（防災会、自治会、随時）
- (5) 防災資機材の取り扱い訓練の実施（防災会、自治会、随時）

3、防災関係機関（市、警察署、消防署等）と連携した取り組み（公助；防災会）

- (1) 国分寺市総合防災訓練への参加
- (2) 自転車安全講習の実施
- (3) 防犯講習会の実施

4、自治会、防災会活動の活性化

(1) 自治会

- 共助の要となる班活動を強化します。

(2) 防災会

- 傘下自治会との一体感と連携強化のために自治会ごとに役員の担当（窓口）を置きます。
- 専門部会活動を活性化して自治会との関係強化を図ります。

計画その三、防災環境対策（安全・安心なまちづくり）（カッコ内は実施主体）

- 地震などの大災害時の二次災害を防止し、安全・安心なまちづくりのためには平常時における防災環境の点検、整備が極めて重要です。
- 地域内を定期的に点検し防災上の問題箇所等を把握し、住民の皆さんへの広報活動を通じてまちの安全化と環境改善意識の高揚を図ります。
- 地域内の防災環境に関する要望や改善事項については、日常の安全性、利便性や災害時の活動を考慮して、都度、市等の行政関係機関と協議し改善を行います。

1、まちの点検とまちづくりの啓発

(1) 「会員合同まち歩き」を実施します。（防災会、年1回）

- 防災会の最重要活動の一つとして発足以来毎年実施しています。
- 自治会毎に危険箇所等の点検を行い、点検結果（課題、問題点等）について防災会で協議して市など行政関係機関への改善要望を取り纏めます。
- 「新町地区防災マップ」を活用し、改善箇所、問題箇所を明示し現状の共有化を図ります。

* 「新町地区防災マップ」について（参考資料1）

国の出先機関である防災科学研究所が開発した地域コミュニティ向けの「パソコンとインターネットによる防災マップ作成システム」（e コミマップ）を利用してH23年（2011）から作成。現在のマップはH29年（2017）3月に印刷し全戸配布したものです。

このシステムの最大の利点は住民の皆さんが参加して地図を作成し、常時リアルタイムの情報を共有できる点にあります。

- 自治会毎に、一時集合場所と避難場所への避難経路を確認し危険箇所を洗い出し、要望事項をまとめます。

- (2) 自治会毎の「環境点検」を実施します：各自治会の防災会の環境改善部担当委員により日常点検を行い、問題箇所について防災会で随時協議を行います。（防災会）

2、防災上の主な問題点と対策

- (1) 重量塀の改善対策：塀の倒壊による災害時の通学・通行の危険防止と災害時の消防活動の困難等の観点から、重量塀の改善を図ると共に、フェンス、生け垣化を推進します。（防災会）
- 「まち歩き」による点検を実施し危険箇所については市と協議しながら所有者への改善要望を行います。
 - 市のブロック塀等撤去工事等の助成制度の周知奨励を行います。
- (2) 空き地、空き家対策：空き地や空き家の管理不全（植木やゴミ等）箇所、家屋の倒壊の危険等について、都度、市等の関係機関及び関係者に改善の要請を行います。（防災会）
- (3) 道路の改善対策：幹線道路、生活道路、通学路、横道等の改善は極めて困難な問題を伴いますが市等の関係機関の協力を得ながら出来るところから改善を進めます。（防災会）
- 道路使用方法の啓発：横道の新設、確保のための働きかけを市並びに事業主に、新規開発地、建て替え時、空地への道路作りについて要請します。
 - すみ切り、電柱、街路灯、柱ミラー等の路上障害物の改善：すみ切り等の未実施箇所については関係者の協力を得て改善を図ります。
 - 狭隘道路の改善：巾員 4m 未満の道路については、改築、建替時にセットバック等法律の遵守を呼びかけます。
 - 樹木や植木鉢の出っ張り、はみ出し駐車等の改善を図ります。
- (4) 歩行者の通行上の安全対策：通行上の危険箇所、道路標識、道路標示、街灯等の問題箇所について改善を図ります。（防災会、自治会）
- (5) 倒壊・落下危険物等の改善対策：大地震時倒壊・落下（家屋や屋根瓦、街灯等）の恐れのある危険な物や箇所の改善により通行上危険のない環境づくりを推進します。（防災会、自治会）
- (6) 掲示板の設置場所の見直しと増設の検討：掲示板は大災害時の在宅避難を想定すると地域内の情報連絡、広報の手段として重要です。（自治会）
- (7) 防災倉庫の点検、管理の実施（新町二丁目ぐるぐる公園、新町一丁目しいのき公園）（防災会）

3、環境改善のための関係機関との協議の実施

- (1) 市等の行政関係機関との年 1 回の定例協議の実施：主として「会員合同まち歩き」

の結果を取り纏めた改善要望を中心に協議を行います。(防災会、平成 23 年(2011)以降毎年実施中)

- (2) 防災上の諸問題の改善要望等については都度、防災会で協議し市等の行政関係機関へ要望、協議を行います。(防災会)

計画その四、

大地震等の大災害発生時の防災活動（在宅避難を想定した仕組みづくり）

- 大地震（震度 5 弱以上）などの大災害発生時に、隣近所（班）、自治会、防災会の単位で連携協力して組織的な対応を行うため各自治会と防災会に活動の拠点となる災害対策本部（名称：自治会は「自治会本部」防災会は「地区本部」）を設置します。

＊この計画における大災害発生時とは：市など行政機関等（公助）の支援が困難と思われる初動期、応急期の五日程度を想定し、それ以降を復旧・復興期とします。

- 大災害発生時に住民の皆さんが、混乱なく安全に避難出来るように自治会毎に一時集合場所並びに避難場所（避難所）と避難経路を定め、状況に応じて段階的な避難方法等も決めておきます。
- 復旧・復興期の防災活動については、多岐にわたり、市や他の行政関係機関、各種地域団体、ボランティア等との連携による地区全体での取り組みが必要であり今後検討を進めます。

1 地区本部の設置（参考資料 2：「自治会本部と防災会の地区本部の組織と役割図」）

- 平常時の自治会、防災会の組織をベースに二種の地区本部を設置します。

自治会：自治会本部---自治会の防災活動の拠点

防災会：地区本部-----地区全体の防災活動の拠点

＊ 自治会本部の場所は自治会毎に安全に機能が果たせる避難場所や一時集合場所等に設置します。防災会の地区本部の場所は第五中学校の予定ですが最終的には自治会本部の状況等を勘案して決定します。

- 災害が発生したら出来るだけ速やかに開設し、原則として地区防災センターの閉鎖時に閉鎖します。

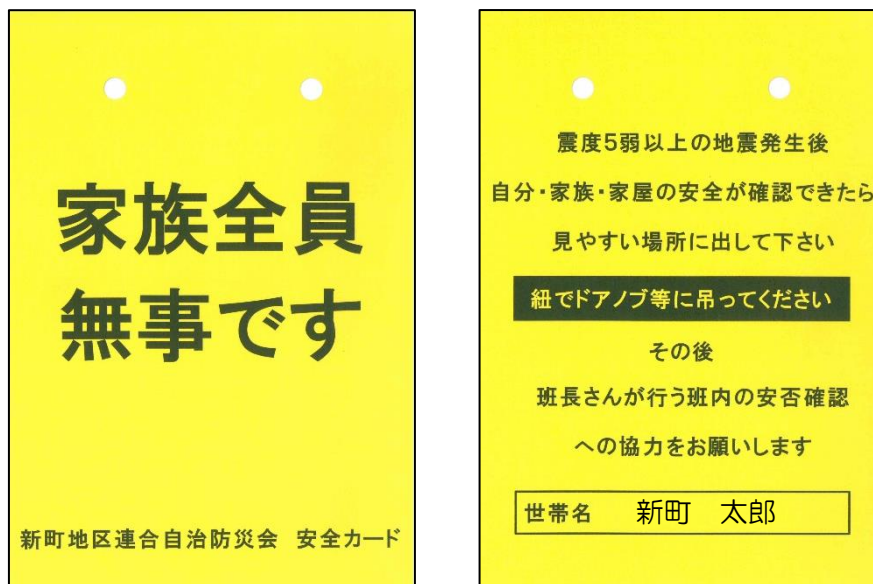
(1) 自治会本部の組織と役割

◆ 班の役割

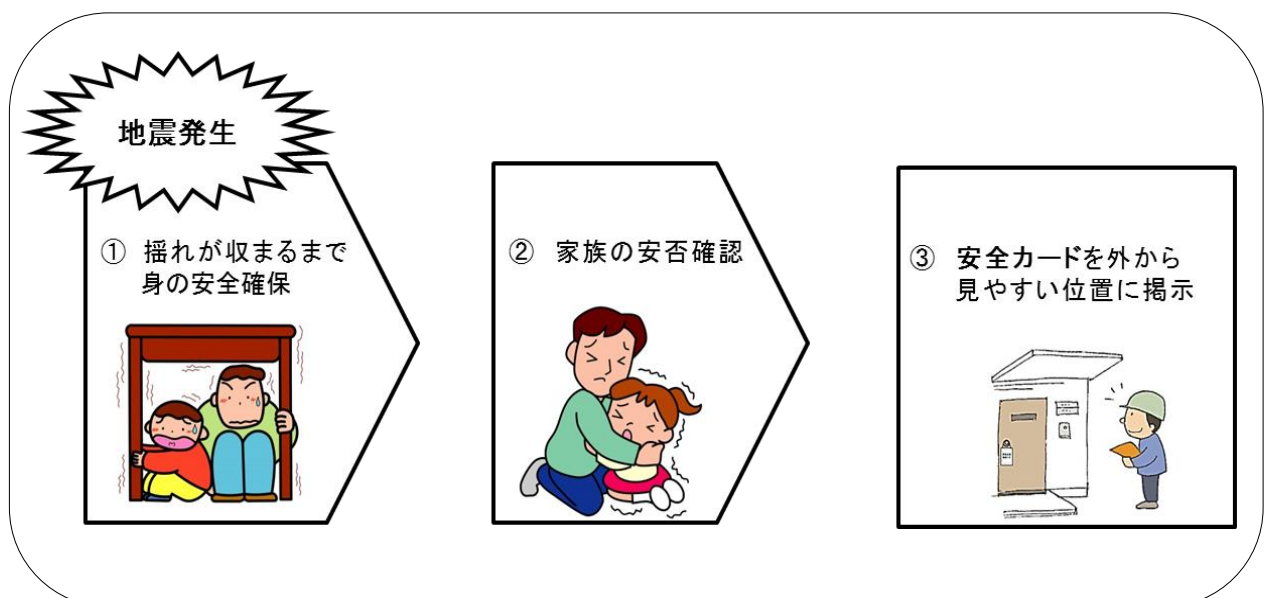
- 初期消火活動
- 情報の収集・連絡：班内の住民の皆さんの安否確認を行い、避難状況、被災状況等を取り纏め自治会本部に報告します。
- 救出・救護・避難誘導：怪我人の手当、要配慮者の介助、一時集合場所への避難誘導等を行い、必要に応じて自治会本部に応援を要請します。
- 在宅避難する住民の皆さんを支援します。

* 安否確認のための「安全カード」（見本下記）は防災会にて作成配布します。「被災状況シート」などその他の情報整理の様式は各自治会本部で定めます。

◇ 安全カードの見本（防災会で作成）



◇ 安全カードの使用方法



◆ 自治会本部の役割

- 初期消火支援（班から要請時）
- 情報の収集・管理・伝達：班からの報告を基に自治会全体の避難・被害状況等を取り纏め地区防災センターに報告し、市や地区防災センターからの情報を住民の皆さんに伝達します。
- 救出・救護、避難誘導：一時集合場所での救護や介助、避難ルートの安全を確認し避難所に誘導します。
- 在宅避難する住民の皆さんを支援します。

◆ 自治会本部の組織づくりの実施計画（参考資料3：新町地区連自治防災会の各自治会の状況）

- 住民の皆さんの生命の安全確保のため大災害時に近隣で協力して助け合い（相互扶助）が出来る体制を作ります。
- 各自治会は地域の実状や会の実態を考慮し実質的な活動が可能な組織づくりを行います。原則、自治会役員の交代時に組織の見直しを行い、役員名簿と併せて自治会本部名簿を防災会に提出します。
- 各自治会本部の組織づくりに当たっては防災会の地区本部との一体運営もあり、必要に応じて防災会役員が分担してサポートします。

(2) 防災会地区本部の組織と役割

- 地区内の情報の収集・連絡：収集した避難、被害状況などを協議し状況に応じて各自治会本部や地区防災センターに連絡します。
- 市、他地区自治会情報等から当地区にかかわる事項について協議・判断し自治会本部に伝達をする。
- 自治会本部の諸活動（救護・介護、給水、配給等）を出来る限りサポートします。
- 二次災害軽減のための広報を行います。
- 在宅避難する住民の皆さんへの自治会本部の支援活動をサポートします。（主として復興時）

*①本部の組織は防災会の組織をベースに極力連動するようにする。

②本部の設置場所は5中を検討する。

(3) 地区本部組織の定着のための訓練計画と具体的な対策

- 大災害発生時の災害対策要員の行動訓練：班長、自治会本部要員、地区本部要員の行動（情報連絡など）訓練を実施します。（自治会と防災会の共同、年1回）
- 自治会本部ごとの「住民の皆さん」が参加する避難訓練を実施します。（年1回）
 - 一時集合場所と避難所の経路の確認。
 - 班の「安否確認」「被災状況調査」の実施訓練。

- 避難時の要支援者の把握と対応。
- 年1回実施される市の総合防災訓練に合わせての実施も検討。

(4) 自治会本部、防災会地区本部の活動に必要な装備

大災害発生時に地域の活動拠点となる自治会本部と防災会地区本部の活動を円滑にするため、各自治会、防災会で確保する必要がある装備については、当面必要な最低限の装備や保管場所等を検討し、地区全体として取り纏め、市などの関係機関と協議をします。(補助金や助成金の活用等)

2. 避難対策 (参考資料4:「大災害発生時の避難方法図」)

(1) 避難場所と避難ルートの設定 (参考資料5:「自治会毎の一時集合場所と避難所一覧」)

- 市指定の「避難所^{※1}」に加えて自治会毎に「一時集合場所^{※2}」を定めます。
- 「一時集合場所」→「避難所」への避難ルートを複数決めておきます。
(場所やルートは定期的に点検、整備を行います)

※1 避難所 (市指定の避難場所＝地区防災センター)

→ 大災害時の市の防災活動の拠点となり、応急医療、水、食料、日用品の配給、被災者の宿泊などを行う場所です。新町地区では国分寺高校と第5中学校、第6小学校です。

※2 一時集合場所

→ 災害時の一時待機と安否確認、情報収集・伝達等のため、住民の皆さんに身近で安全が確保出来る場所を各自治会で選定します。

(2) 一時集合場所への 避難の判定基準等

- 震度5弱以上の地震発生時は即刻避難します。
- 避難勧告、避難命令発令時は最優先で避難します。
- 火災の発生により危険が切迫した時は避難します。
- 自治会毎の一時集合場所から避難所への避難の判断は自治会本部で定めた方法で行います。
- 自分の判断で避難所に直接避難する場合は班長又は近隣の人に行先・人数を連絡して下さい。

(3) 災害時の救出・救護・介護（共助：自治会本部）

- 避難が必要になった時に介助、介護を必要とする*災害時要配慮者を平常時から班で把握しておき近隣で協力して助け合いましょう。（自治会）
- 災害時避難行動要支援者[※]は毎年市に登録されています。

※ 災害時要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難する事が困難な人のこと。その中で、市へ登録をした人は災害対策基本法で「災害時避難行動要支援者」として名簿作成が義務付けられています。

3. 在宅避難者対策

自治会本部の班が行う「安否確認」「被災状況調査」をベースにして近隣相互（班）で協力して助合う体制を作ります。

(1) 班の活動

- ① 「安否確認」の実施：「安全カード」「被災状況調査シート」等の活用による戸別の確認。
- ② 避難状況の確認：「避難カード」「在宅カード」の作成等。
- ③ 支援の方法を決めておく。（物資、食料、水等の支援要望の取り纏めや配布方法など）

(2) 自治会本部の活動

- ① 自治会内の被災状況を取り纏め、「地区防災センター」に報告。
- ② 自治会内の支援要望を取り纏め「地区防災センター」等へ要請。
- ③ 支援物資の受け取りや各班への配布。
- ④ 「地区防災センター」等からの情報の伝達。

(3) 防災会地区本部の活動

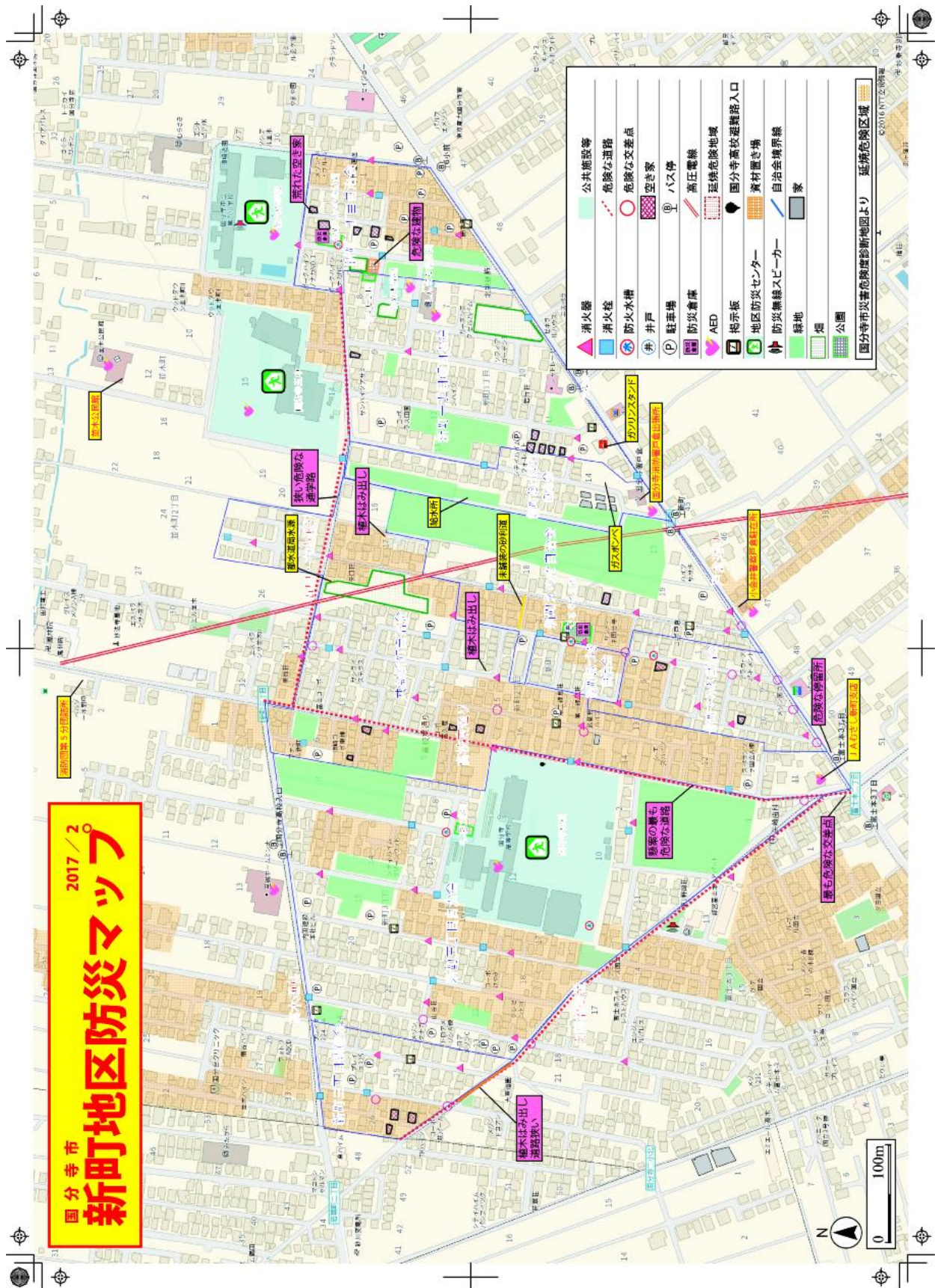
状況に応じて「自治会本部」の活動をサポート。

第七章 今後の検討課題

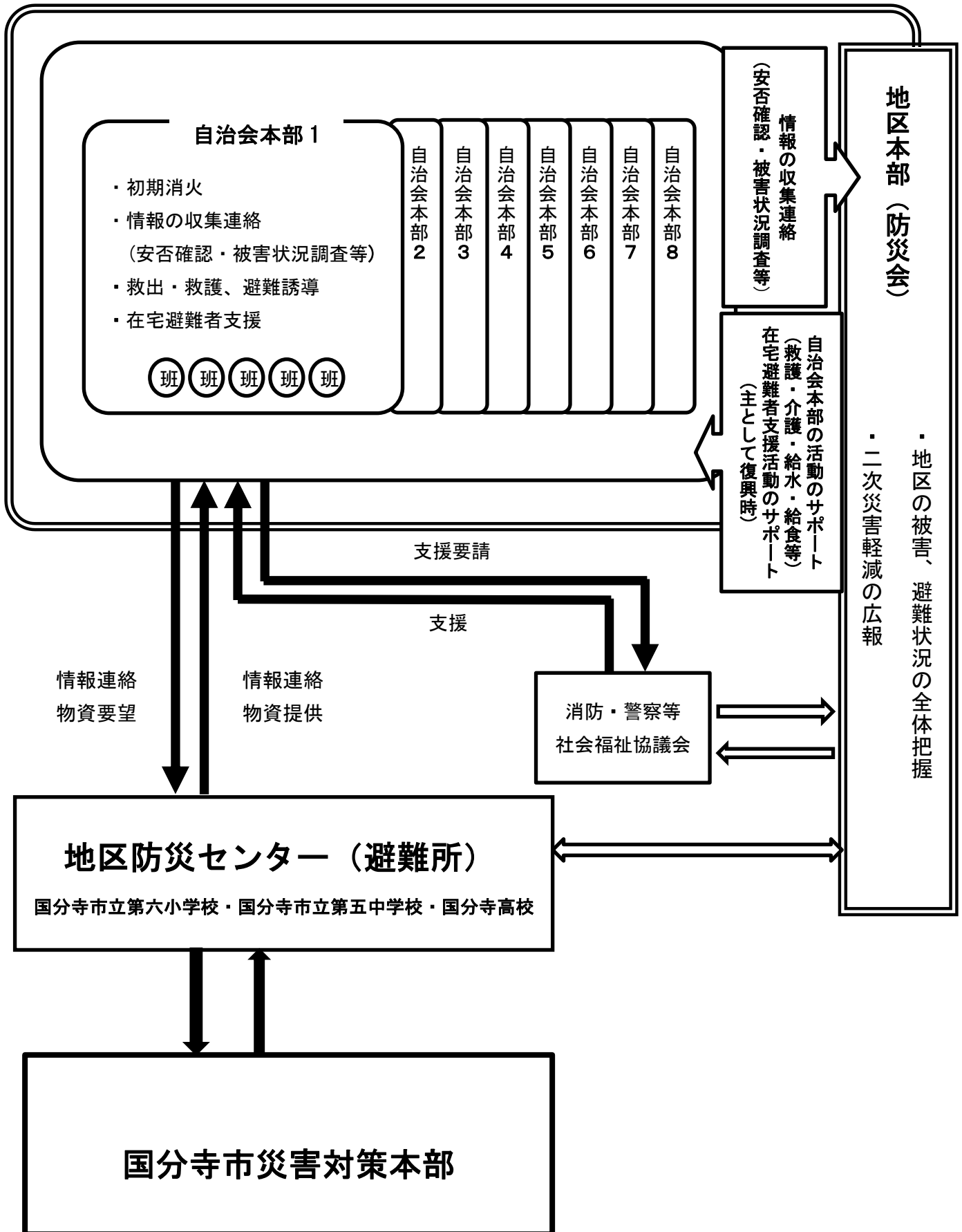
- 1、復旧・復興期の具体的な防災活動については、多岐にわたり、市や他の行政関係機関、各種地域団体、ボランティア等との連携による地区全体での取り組みが必要であり今後検討を進めます。
- 2、傘下自治会の多くが「役員の輪番制」の中で「自治会本部の体制」をどう充実し継続していくか全自治会共通の課題です。
- 3、各自治会本部、防災会地区本部の活動に必要な装備の充実を検討します。
- 4、自治会本部の効率的な運営のための相互連携の推進：本部の場所や防災備品などの共同利用や防災訓練の合同実施などの相互連携を進めます。
- 5、地区住民の皆さんの自治会加入率は62%。まずは加入促進を図りつつ、大災害時の会員以外の皆さんへの対応について今後検討する必要があります。

平成 29 年 3 月に配布しています

新町地区防災マップ



「自治会本部と防災会の地区本部の組織と役割図」

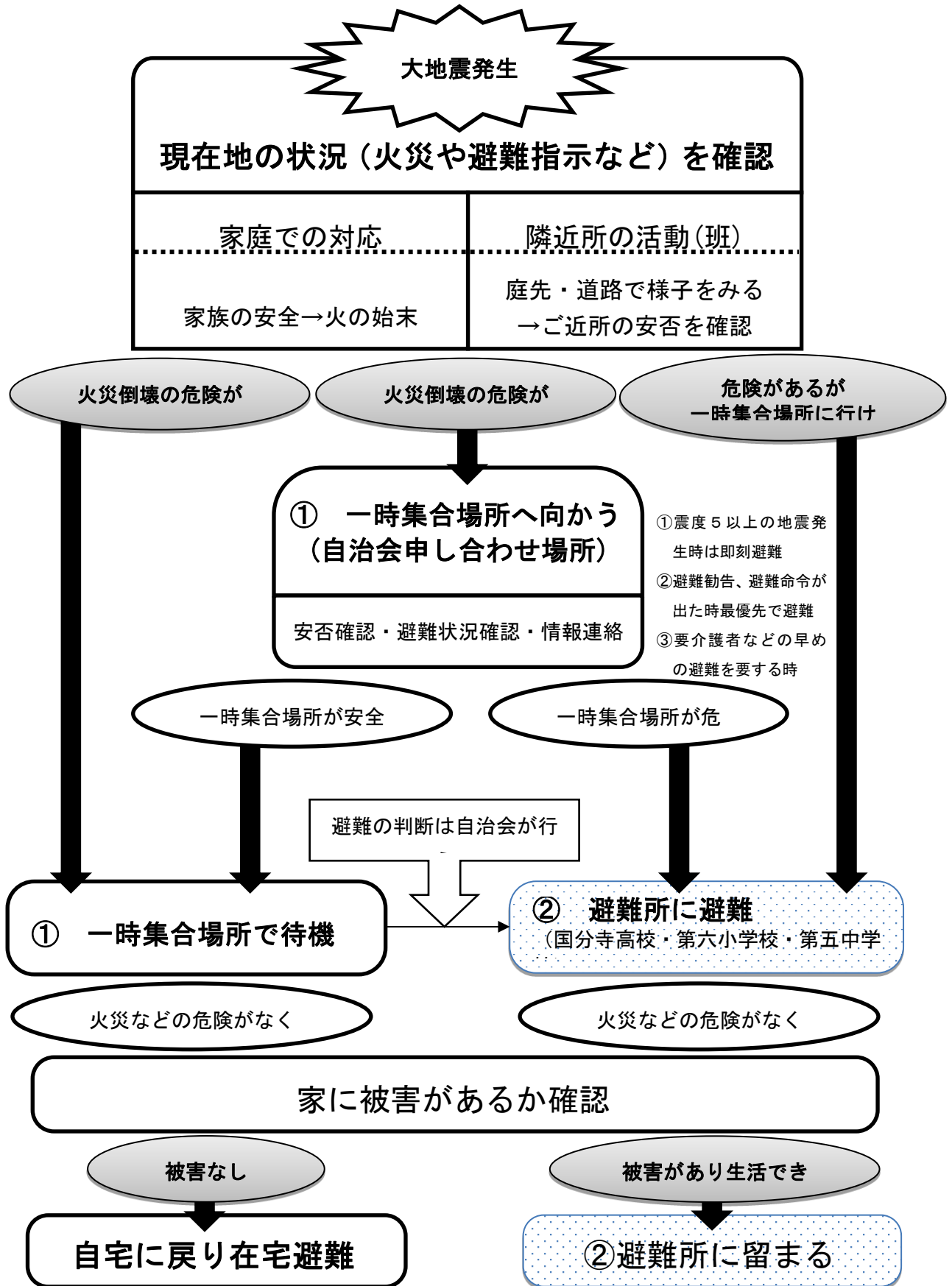


「新町地区連合自治防災会の各自治会の状況」

平成 31 年（2019）1 月 31 日 現在

自治会名 班数（世帯数）	班長の選任と 任期	会長の選任	役員数と 選任方法	会の運営	マップ 及び 名簿	組織図
新町一丁目自治会 3（40）	輪番制 1 年	役員の中か ら話し合い	3 名＝班長	都度連絡	無 無	
新町一丁目睦自治会 9（83）	輪番制 1 年	役員の中か ら互選	9 名＝班長	役員会を毎月	有 有	有
新町えのき自治会 5（62）	輪番制 1 年	役員の中か ら互選	5 名＝班長	随時、年数回	有 有	有
新町すみれ自治会 8（86）	輪番制 1 年	役員の中か ら互選	8 名＝班長	随時、	有 有	有
新町はづき自治会 0（30）	班長＝役員	役員による 話し合い	2 名 輪番	年 1 回 定期総会	有 有	有
共益新町自治会 25（239） （8 地区）	輪番制 3 か月、 例外もある	役員の中か ら互選	8 名、選任 は 8 地区内 輪番	役員会を毎月 1 回（月末の日 曜日）	有 有	有
新町三丁目自治会 15（241）	輪番制 3 か月	新・旧役員 による会長 選考委員 会で選出	8 名、 輪番、 再認可	役員会月 1 回 班長会年 4 回 総会年 1 回	有 有	有
新町三丁目親睦会 4（73）	輪番制 半年	班の輪番 但し班長に こだわらず	4 名 班内で選任	年度末に総会	有 有	有
合計 69（854）	——	——	47 名	——	無 1 有 7	——

「大災害発生時の避難方法図」



「自治会毎の一時集合場所及び避難所一覧表」

平成 31 年 (2019) 1 月 31 日 現在

自治会名	世帯数	一時集合場所	避難所	世帯数
新町一丁目自治会	40	第六小学校 体育館西側	第六小学校	40
新町一丁目睦自治会	83	第五中学校 南側テニスコート	第五中学校	83
新町えのき自治会	62	ぐるぐる公園	第五中学校	62
新町すみれ自治会	86	ぐるぐる公園	国分寺高校	86
新町はづき自治会	30	ぐるぐる公園	国分寺高校	30
共益新町自治会	239	① 二丁目自治会 掲示板前駐車場 (1,2 地区 64 世帯)	国分寺高校	64
		② 並木町さつき公園 (3,4,6 地区 93 世帯、7 地区 2 班 12 世帯)	第五中学校	105
		③ 須崎駐車場 (5 地区 27 世帯)	国分寺高校	27
		④ 第五中学校 (7 地区 1、3 班 15 世帯、8 地区 28 世帯)	第五中学校	43
新町三丁目自治会	241	① もみじ公園 (67 世帯) ② 国分寺高校南門 (38 世帯) ③ 三丁目 15 番地-5 (75 世帯) ④ 三丁目 22 番地 JA 空地 (61 世帯)	国分寺高校	241
新町三丁目親睦会	73	① 須崎様宅 (1,2 班 35 世帯) ② 野岡様宅 (3,4 班 38 世帯)	国分寺高校	73
合計	854	—————	—————	854

※ 避難所ごとの世帯数 第六小学校：57世帯、第五中学校：292世帯、国分寺高校：525世帯